

経支第484号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和8年7月10日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コジマ×ビックカメラ新船橋タウン
船橋市山手三丁目4番地2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社コジマ 代表取締役 中澤裕二
栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号
- 3 変更前の大規模小売店舗の名称
新船橋商業施設（コジマ×ビックカメラ新船橋店、東武ストア新船橋店）
- 4 変更後の大規模小売店舗の名称
コジマ×ビックカメラ新船橋タウン
- 5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社コジマ 代表取締役 木村一義
- 6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社コジマ 代表取締役 中澤裕二
- 7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社コジマ 代表取締役 木村一義ほか
- 8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社コジマ 代表取締役 中澤裕二ほか
- 9 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗の名称
令和8年6月22日
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
令和2年11月18日
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
令和5年5月30日及び令和2年11月18日

二 届出年月日

令和8年6月22日

三 届出及び添付書類の縦覧期間

令和8年7月10日から11月10日まで。

四 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、千葉県知事に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

1 意見書の提出期間

令和8年7月10日から11月10日まで。

2 意見書の提出先

千葉県商工労働部経営支援課商業振興班

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1-1

電話番号：043（223）2932

ファックス番号：043（227）4757